

輸血拒否に対する基本方針

1. 大阪回生病院では、輸血拒否に対して「相対的無輸血」（輸血が生命の維持に必要な場合には輸血を行うこと）を基本方針とします。
2. 「宗教的信念による輸血拒否」に対しては患者さん個人の権利として尊重し、可能な限り無輸血治療を行います。
3. 相対的無輸血についての当院の方針を十分説明し、患者さんの自己決定を尊重します。絶対的無輸血（輸血が生命の維持に必要な場合でも輸血を行わないこと）を希望される場合には、それに対応できる他の医療機関への転院をお勧めします。
4. 相対的無輸血についての説明を受けた上で当院での治療を選択された場合、輸血が生命の維持に必要な時には、輸血の同意・署名が得られなくても、意識の有無、年齢に関わらず輸血を実施させていただきます。
5. 救急搬送された場合や、院内での予期しない急変の場合など、時間的余裕がなく絶対的無輸血に対応する医療機関への転送が不可能で、輸血が救命に必要な時には緊急避難的に輸血をさせていただきます。

なお、絶対的無輸血の行使に必要な「免責証書」の発行および「署名」はいたしません。